

平成 16 年新潟県中越地震により被災されたお客さまのガス工事費およびガス料金の特別措置(対象区域の追加)について

平成 16 年 11 月 10 日
北陸ガス株式会社

このたびの新潟県中越地震により、被災されたお客さまに心からお見舞い申し上げます。

北陸ガスは、このたびの新潟県中越地震により、平成 16 年 11 月 9 日に災害救助法の適用市町村が追加されたことから、三条市と加茂市につきましても、被災されたお客さまからお申し出があった場合には下記の特別措置を行うこととし、平成 16 年 11 月 10 日、関東経済産業局長に認可申請を行い、同日直ちに認可を受けました。

なお、長岡市において災害救助法がすでに適用されており、弊社では長岡市のお客さまに対しまして下記の特別措置を行っております。

記

1. 臨時のガス工事費の免除

被災により、ガスの使用ができなくなったお客さまが、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事については、平成 16 年 12 月 31 日までにお申し込みがあった場合、そのガス工事費は全額当社負担といたします。

2. ガス料金の早収期間¹および支払期限²の延長

被災されたお客さまの平成 16 年 10 月分(早収期間の最終日が 10 月 23 日以降となるもの)11 月分および 12 月分の各ガス料金の早収期間および支払期限をそれぞれ 1 か月間延長いたします。

- 1 ガス料金支払いの義務発生の日の翌日から 20 日以内の期間(ガス料金の支払いがこの期間後になると 3% が翌月の料金に加算されます)。
- 2 ガス料金支払いの義務発生の日の翌日から起算して 50 日目の日。

3. 不適用月のガス料金の免除

被災日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から 6 か月において、被災されたお客さまがガスを全く使用されなかった料金算定期間については基本料金を申し受けいたしません。

本件に関するお客さまからのお問い合わせ先

北陸ガス㈱長岡支社 フリーダイヤル：0120-399-035

受付時間 8:30~17:10(土日祝日除く)

<参考>

北陸ガス供給区域(5市2町)

新潟市、長岡市、三条市、加茂市、豊栄市、亀田町、田上町

特別措置を行っている区域です

以上

<報道機関からのお問い合わせ先>
北陸ガス株式会社 総合企画グループ
TEL: 025-245-2214